

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



弁護士法人

中央総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289

東京事務所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF日比谷ビル11階
電話 03-3539-1877(代表) / ファクシミリ 03-3539-1878

京都事務所 〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
電話 075-257-7411(代表) / ファクシミリ 075-257-7433

<http://www.clo.jp>

2013 秋号

2013年10月発行 第72号



ご挨拶

秋の爽やかな空気が野山に満ちる季節になりました。皆様には益々ご壮健のことと存じます。

去る9月4日、最高裁判所大法廷は、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法の規定は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法第14条1項(法の下での平等)に違反しているとの決定を下しました。あわせて、その後開始された他の相続について、この民法の規定を前提としてなされた遺産分割の審判その他の裁判、遺産分割協議その他の合意等により確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものでないと言われました。

秋の国会には、これに添って民法改正案が提出されると報道されています。懸案になっていた子の出生による差別的な取扱いが漸く解消されたもので、現代の社会状況に添ったものと評価されます。平成13年7月以降に開始された相続については、この決定に添って対応しなければなりません。金融機関の相続預金の払戻についても同様です。

10月1日より新しく山田晃久弁護士を迎えることになりました。中小企業基盤整備機構、原子力損害賠償支援機構の執務経験を生かし、皆様に的確な法的アドバイスを提供できるものと存じます。本人の自己紹介は次頁に記載のとおりです。私も同様ご交誼賜りますようお願いいたします。

海外留学していた金澤浩志弁護士が、来たる11月1日より東京事務所に復帰いたします。ニューヨーク州弁護士資格を取得し、シガポールで執務しておりましたが、この経験と研鑽の成果を皆様に提供できるものと期待しています。また、これを記念して、アジア進出を計画されている企業に対するセミナーを開催いたします。同封のパンフレットをご覧ください、関心のある方は是非ご参加いただくようお願いいたします。

会長弁護士 中 務 嗣治郎

■大阪事務所



■東京事務所



■京都事務所





弁護士
山田 晃久
(やまだ・あきひさ)

〈出身大学〉
立教大学法学部
法政大学法科大学院

〈経歴・役職〉
2007年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新60期)
第二東京弁護士会登録
2011年1月
独立行政法人中小企業基盤整備機構
中小企業再生支援全国本部
(プロジェクト・マネージャー)
2011年10月
原子力損害賠償支援機構(審議役)
2013年10月
中央総合法律事務所入所

2008年～
東京地方裁判所
民事訴訟の運営に関する懇談
会委員
第二東京弁護士会 司法制度調
査会委員
同 民法(債権法)改正サポー
トチームメンバー
同 倒産法研究会会員

〈取扱業務〉
倒産法務、会社法務、商事法務、
金融法務、知的財産権、
労働法務、民事法務、
家事相続法務、刑事法務

入所のご挨拶

弁護士 山田 晃久

この度、弁護士法人中央総合法律事務所の一員となりました、山田晃久と申します。

弁護士は何のために存在するのか。私は、「依頼者の目の前に立ち塞がる難題に解決の道筋を示すこと」と考えています。近年の社会情勢の変化は目まぐるしく、その変化に必死に食らいついていかなければ、生き残れない状況になっています。積み重ねてきた知識、経験、財産、勘といったものは通用しなくなり、それまで頼りにしてきた存在にも頼れなくなってきました。この厳しい環境の中で如何にして生き残っていくか。企業が直面する数々の試練を乗り越えるためには、目の前の問題から目を逸らさず、真正面に向き合い、過去の成功体験に囚われず、むしろ捨て去り、創業のころに立ち返るつもりで一から考えることも、時には必要になってきます。

私は、法律事務所において事業再生や訴訟に奔走した後、中小企業再生支援全国本部(独立行政法人中小企業基盤整備機構)および原子力損害賠償支援機構という、2つの政府系機関において事業再生や経営再建に取り組んできました。前者の組織では、各地方の中小企業の再生支援に携わっていましたが、地域全体の需要が落ち込み、地元企業同士で少ないパイを奪い合うような中、如何にその企業が地域の中で存在感を示し、地域金融機関や関係取引先の協力の下、持続可能な経営を行っていけるかが、いずれの案件でも課題になっており、各地方の支援機関、債務者企業、再生専門家と一緒に、再生の道筋を検討していました。他方、後者の組織では、震災に伴う過酷な事故により甚大な被害を引き起こした巨大企業の経営再建に携わっていましたが、さまざまな問題が日々発生し、いくつもの経営課題が複雑に絡み合うような中、その企業が使命を全うするために如何に生き残れるか、人や組織、業務の細部に至るまで、それまで当然の前提にしてきたことを根本から見直し、徹底的な経営改革を押し進めていくことに昼夜取り組んできました。

このように、零細中小企業から巨大企業まで、難題に直面した数多くの企業と接してきましたが、その経験を通して思うことは、難題の解決には、3つの要素が必要であるということです。第一に、強い信念が必要です。これがなければ、何も始まりません。第二に、適確な判断の下での実行が必要です。これは、冷静な状況の判断、勇気ある決断、揺るがない実行の3つに細分化できますが、一つでもぶれると、重大なミスを招くおそれがあります。第三に、これらを支える強力なパートナーが必要です。信頼の置ける外部の力と手を組むことは、難局を打開する上で絶大な効果を発揮します。

故に、私は、依頼者と共に、目の前に立ち塞がる難題と真正面に向き合い、強い信念の下、冷静に状況を判断し、勇気をもって決断し、揺るがず実行することをもって、その難題に解決の道筋を示していきたいと考えています。依頼者の皆様の期待に応えられるよう、全力を尽くして事に当たる所存です。今後のご指導・ご鞭撻の程を宜しくお願い申し上げます。

「日系企業によるアジア進出・活用戦略セミナー」を開催します!

昨今、日系企業によるアセアン地域やインドへの進出・投資は堅調に進んでおり、これらの地域に進出を果たしている企業も、大手から中小・個人事業者まで、製造業から小売・サービス業までと、多彩な拡がりを見せております。このような動きに加えて、特にアセアン地域への投資において、シンガポールに統括会社を置くなどして同国を積極的かつ戦略的に活用する事例も増えてきております。

今回のセミナーでは、国際案件を数多く手がけている中務正裕弁護士、この10月に留学を終えて事務所に復帰する金澤浩志弁護士に加え、当事務所と親密な関係にあるシンガポールの大手ローファーム・ロダイク法律事務所(Rodyk & Davidson LLP)から複数の弁護士をお招きし、皆様の今後のアセアン地域における業務展開に有益な情報を提供させていただきます。

詳細につきましては、同封の「案内チラシ」をご覧ください。ご参加をお待ちしております。

日 時: 東京 - 2013年11月13日(水) 14:30~17:00 (受付14:00~)

大阪 - 2013年11月14日(木) 14:30~17:30 (受付14:00~)

会 場: 東京 - 富国生命ビル 28階 第2会議室

http://fukoku-bldg.jp/access/

(都営三田線内幸町駅A6出口直結、JR新橋駅徒歩6分、東京メトロ霞ヶ関駅徒歩5分)

大阪 - TKP大阪御堂筋カンファレンスセンター ホール6A

http://tkpmidosuji.net/access.shtml

(御堂筋線「淀屋橋駅」より徒歩3分、御堂筋線、中央線、四つ橋線「本町駅」より徒歩4分)

受講料: 無 料

主 催: 弁護士法人 中央総合法律事務所



弁護士(ニューヨーク州弁護士)

金澤 浩志
(かなざわ・こうじ)

〈出身大学〉
京都大学法学部
ノースウェスタン大学
ロースクール法学修士

〈経歴〉
2004年10月
最高裁判所司法研修所修了
(57期)大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所
2008年4月
信託法学会入会
2010年4月
第一東京弁護士会に登録替
2012年5月
ノースウェスタン大学
ロースクールLLM卒業
2012年8月~10月
Barack Ferrazano
Kirschbaum & Nagelberg
LLP(シカゴ)勤務
2012年11月~2013年10月
Rodyk & Davidson LLP
(シンガポール)勤務
2013年8月
ニューヨーク州弁護士登録

〈取扱業務〉
一般企業法務、
M&A・企業再編、
金融規制・ファイナンス、
クロスボーダー取引・
アジア進出法務

留学終了のご報告

海外留学・研修終了に当たって

弁護士 金澤 浩志

る国における法制度を浅くはあるものの体系的に学ぶことのできた良い機会であったと(終わった今となっては)思います。実際、アメリカと同じくコモンローの国であるシンガポールでの研修に当たっては、この時に勉強した知識が活かされることとなりました。どのような事柄であっても一生懸命取り組んだことはどこかで自分に返ってくるものだとすることに改めて気付かされたものです。

●3ヶ月間の研修の機会をいただいたシカゴの法律事務所では、アメリカのローファームがどのように運営されているかや、アメリカ人弁護士がどのような議論の組み立て方をするものかを学ぶことができました。特に、この間には地域金融機関による連邦預金保険公社(FDIC)との交渉の場に同席させてもらうなど、ロースクールで学んだ銀行規制法の実務的運用を伺い知ることができたのは幸いでした。

●11ヶ月間のシンガポールの法律事務所での研修では、世界中から注目を集めている当該地域のダイナミズムを日々実感しました。取り扱われている案件は、基本的にいくつもの国が関係するクロスボーダーなもので、常に他国の弁護士との協働が求められます。シンガポールを基点とした外国投資も活発で、これ呼び入れるために構築された同国の洗練されたシステムにはいつも驚かされました。加えて、多数の日本の法律事務所や日本人弁護士が当地域を更なる活躍の場として飛び込んできている様子を目の当たりにし、これからの日本人弁護士の一つのあり方を考える機会となりました。

以上、ポジティブな面ばかりを列挙して参りましたが、もちろん海外生活を経験する中でストレスを感じることも多々ありました。言語や文化の壁があり、生活する上での諸々の手続でもよく分からないことが日々発生しました。それでも何とかやって来られたのは、繰り返しになりますが、クライアントの皆様の叱咤激励、事務所の皆様による暖かいサポート、家族と沢山の友人の支えがあったからこそでありました。お世話になった皆様に恩返しさせていただけるよう引き続き精進して参りますので、今後とも何卒宜しくお願い申し上げます。

本年10月初旬をもって、約11ヶ月間のシンガポールの法律事務所での研修が終了いたしました。アメリカのロースクールへ留学するために渡米したのが2011年7月でしたので、約2年4ヶ月に及ぶ海外生活となりました。私の留学・研修をお許し頂いたクライアントの皆様、あらゆる局面で様々なご支援を頂いた中央総合法律事務所の皆様、快く私を受け入れていただいた研修先事務所の皆様、私の決断を後押ししサポートしてくれた家族や友人皆に心の底より御礼申し上げます。

私にとって初めての海外経験で得ることができたものは、計り知れません。

●ロースクールの授業ではアメリカにおける最先端の議論の一端を垣間見ることができました。前期には銀行規制や証券取引規制等の金融規制法に関する講義を中心に、後期にはコーポレートファイナンスや交渉学等のより一般的な知識・スキルに繋がる講義を中心に受講しました。中でも特に印象に残っているのが、経営戦略学の授業です。典型的なロースクールの講義とは異なり、ベーシックな経済学の知識を前提として、経営戦略のフレームワークを学び、著名企業の成功例/失敗例をケーススタディとして取り上げるというビジネススクールで教えられる内容です。企業法務を専門的に扱いながらも、企業の経営戦略の全体像を大きな視点から考えたことが無かった私には、まさに目から鱗が落ちた思いがした授業となりました。

●また、様々な国・地域から集まった友人と出会うことができました。他国の文化や考え方を知ること、今まで絶対と考えていた自分の価値観を相対化することができるようになりましたし、日本が他国からどのように見られているのかということも意識的に考えるようになりました。卒業後は皆が世界中に散らばってそれぞれの分野で活躍を始めており、その様子を聞くだけで大変な刺激になります。こうして得られた世界的なネットワークは私自身の貴重な財産となりました。

●ニューヨーク州の司法試験を受験したことも今では良い思い出です。2ヶ月半という短期の勉強期間には、非常に大変な思いをしましたが、まさに勉強に没頭することができ、単に資格を得ることができたというだけではなく、異な

活動分野のご紹介

●金融法務(銀行法務、保険法務等)●

9月6日に金融庁より「金融モニタリング基本方針」が公表されました。検査局・監督局の協働が重要視されたその内容は本当に素晴らしいもので、感動・共感を覚える部分が多々あります。この基本方針に基づき利用者利便・利用者保護の観点から、スピード感ある実効的な金融検査・監督が実施されることを、外野ながら心より望む次第です。(錦野裕宗)

今年度に入り、投資法人などの動きも活発になり、不動産証券化の案件も増えてまいりました。最近は関連法令の変更がないこともあり、基本的なスキームもさほど変化はないのですが、依頼者からの要求レベルは年々高くなっていると思います。引き続き研鑽に努めたいと思います。(瀧川佳昌)

金融機関から情報管理に関する相談を受ける機会を多く頂いております。この分野は、個人情報保護法・金融庁ガイドラインの遵守、情報漏洩防止・委託先管理といった従前からの問題はもちろん、最近の潮流としてビッグデータやマイナンバー法まで幅広くフォローするように心がけています。

また、警察庁ホームページにおいてマネー・ローンダリング対策等に関する懇親会の第1回議事要旨等が公開されています。FATF勧告対応への方向性が示されている段階ですが、今後の更なる犯収法等の改正に向けて如何なる議論が為されていくのか推移を見守りたいと思います。(中村健三)

●会社法●

会社法研究会では、現在、新株予約権や種類株式について、実務でどのように活用するかという観点で研究をしています。その中で、実務で活用するためには、会社法分野だけではなく、金融商品取引法や独占禁止法などの関連法分野の他、会計・税務も統合した総合的な視点が必要であることを実感しています。増資やストックオプションの付与、M&Aなど様々な場面において、研究の成果を活かして皆様のニーズにあったスキームをご提供できるよう努めてまいります。

(会社法研究会:森本滋・小林章博・赤崎雄作・鍛冶雄一・草深充彦・大澤武史・本行克哉)

●M&A●

大阪弁護士会で「国際的なM&Aにおける実務上の留意点」と題して講演することになりました。海外企業とのM&A交渉は、一言で言えば、結婚する際に離婚するときの条件をとことん突き詰めるようなものです。ですので、お互い嫌気がさして、結婚自体やめようという瀬戸際に至ることも多々ありますが、話が決まり握手した後は、既然大抵のことについて話合い済みなのでトラブルは少なくなります。法律のみならず、商慣習や文化も違う相手と一緒にするというのは、なかなか困難ですが、基本はお互いの違いをよく理解することなのだと思います。(中務正裕)

最近、介護保育等の事業を営む会社の法務デューデリジェンスを行いました。このようなデューデリジェンスを行いますと、当該事業に関連する法令はもちろんのこと当該事業の実態や慣習にも触れることになり、毎回新しい発見がございます。多分野の仕事に関われることも弁護士のやりがいであることを改めて実感いたしました。(瀧川佳昌)

●人事・労働法●

産労総合研究所が2012年に行った調査によると、従業員数1000人以上の会社で97.3%、300人～999人の会社で90.9%に社内にメンタルヘルス不調者がいることが報告されています。過重労働やパワーハラスメントによって精神障害を発症したとして、労災請求や会社に損害賠償請求してくる事案が増加しています。企業のリスクマネジメントの一つとして、メンタルヘルス対策は不可欠です。(村野讓二)

●不動産取引・建築紛争●

戸籍等のエビデンスが取得出来ない外国人が所有者となっている不動産について、所有者死亡後の代位登記については、これまで法務局として認めない事例が多かったように思います。近時、特殊な事例ではあり、イレギュラーな対応等を織り交ぜて行ったものですが、これを認めてもらうことが出来ました。

あくまで事例判断の域を出ないかもしれませんが、結果としては意義のあるものだと考えております。(柿平宏明)

●知的財産・競争法●

【知的財産】

個人が自分の電子機器でいつでもどこでもお気に入りの書籍を読むことが出来るようにしたいとの需要を受けて、顧客の依頼を受けて書籍の電子化を請け負う業者が増えています。著作権法上、私的複製は認められていますが、この業者の行為が私的複製の範囲に入るかが近年議論されてきました。平成25年9月30日、東京地方裁判所は、この問題について初めての判断を下しました。電子ファイル化という複製における重要な行為を業者が行っていることから、複製主体は業者であるとし、作家らの主張を認めて、業者に対して電子化行為の差止め等を認めたのです。様々なビジネスが展開される現状において、著作権の保護を改めて認識させた判決といえます。また、TPPにおいては、著作権保護期間の延長、著作権侵害に対する法定賠償金の導入等が議論されています。当事務所では、知的財産グループにおいて、知的財産権に関する判例研究だけでなく、外部研究会へも足を運びながら、国内だけでなく、世界の動向を見据え、最新の情報を皆様にご提供できるようにしております。

(中央総合知的財産部・角野佑子)

●事業再生・事業承継・倒産●

【事業再生・倒産】

6月末に大阪地裁へ法人の民事再生の申立を行いました。事件番号は「平成25年(再)第7号」でした。平成25年1月からの半年間で、大阪地裁には7件しか民事再生手続の申し立てがなかったことになります。事業再生のメニューが増えてきているので、事業再生の際、民事再生手続を選択することが少なくなってきたのか、そもそも企業が事業再生の余地すらない状況なのか。後者でないことを祈るばかりです。(村上 創)

【事業承継】

当事務所内の金融法研究会と、信託を用いた事業承継の研究を進めております。事業承継プロジェクト自体がオーダーメイドですが、信託を組み込むことによって、より可能性が広がるのではないかと考えております。できるだけ早く、研究成果をご披露できるよう進めてまいります。(村上 創)

●紛争対応業務●

先日、経営法友会の月例会において、「情報管理・データ収集、取扱いをめぐる近時のリスクと法的処理」というテーマで講演を行いました。具体的には、情報漏えいに対する事前・事後の対応についてや、SNS・ビッグデータに関する法的問題等について話をさせていただきました。SNSやビッグデータに関する問題は、新聞で目にしない日はないほどホットなトピックであり、私自身非常に勉強になりました。

上記に関連してお困りのことがございましたら、お気軽にお問い合わせください。(赤崎雄作)

訴訟等の紛争については、依頼者側の目線だけで見ているとどうしても単眼的になってしまい、重要なポイントを見逃してしまうことがありますので、裁判所等の判断権者の目線・相手方の目線を忘れないように心がけています。その訓練のため、「半沢直樹」も中野渡頭取、大和田常務、黒崎検査官の視線で録画ビデオを見ている(わかりやすい勧善懲悪型のドラマのためなかなか難しいですが)。(中村健三)

●相続・親族関係●

最高裁大法廷は、非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1とする民法の規定を違憲とする決定を出しました。25年前に、この非嫡出子問題を主たるテーマとした東映映画「遺産相続」の製作に岩城本臣と加藤幸江が法律監修として参加し、2日に亘り太秦撮影所に行った頃を考えると、隔世の感がします。正妻(小川真由美)、内妻(佐久間良子)、祇園の彼女、の3人の女性とそれぞれの子供達の間で繰り広げられる相続争い、テーマは重いですが、降旗康男監督、木村大作撮影により喜劇風に仕上げられました。

また、直近9月26日最高裁第一小法廷ですが、「出生届」の届書に嫡出子であるか否かの記載を求めるとされている戸籍法49条に関して、記載内容の変更など制度見直しの検討が望まれる旨の補足意見が付された判決がありました。身分・相続関係でも国際化の影響を受け価値観が大きく変化しています。今を、絶対・不変と考えずに、柔軟に対応していかなければならないと思うこの頃です。(岩城本臣・加藤幸江・角野佑子)

弁護士 吉田 伸 哉
 弁護士 松本 久美子
 弁護士 角野 佑子

1 はじめに

近時当事務所では、当事務所と直接法律顧問の関係にある企業、地方公共団体(以下「企業等」といいます)から企業等またはその従業員からの各種事故に関するご相談、ご依頼が増えています。

その具体的な内容は、交通事故、学校・工場・ゴルフ場・介護施設等の施設内での事故、火災、運送品・積荷等の損失等の賠償等多岐に上ります。本稿では、これらの損害賠償事案において、企業等がリスク管理の観点から実務上留意すべき点について情報を提供できればと考えております。

2 事実関係と責任の有無の判断の重要性

上記の各種事故の中でも、特に、人身損害等により金額が大きくなり保険の適用等も考慮する必要が生じる規模の事故については、事実関係を十分に確認の上、企業側に過失があるかどうかを詳細に検討しておくことが必要です。この点の十分な検討を怠ったがために、後に訴訟等になった場合、事故発生当時の言動や当該事故の保険申請関係の書類等が大きなりリスクにつながることも少なくないことには十分留意頂く必要があります。

つまり、具体的な紛争に至り、具体的事情を精査しますと企業側に過失がないと判断される可能性もある事案も存在し、このような場合、相手方との訴訟等の関係では企業等に過失があることを自ら認めた重要な証拠になりかねないからです。同時に、結果として保険会社に対する保険の不当請求になってしまう危険もあることも留意して対応頂くことが必要となります。

また、このような対応は特に企業自身の社会的信用を大きく損なうことにつながり兼ねない危険性が内包されています。

それゆえ、企業等において各種事故が発生した場合には、その事案について十分調査し、事案の内容如何によっては、早い段階で弁護士等に意見を求め、方針を決定していく等の対応をなされることをお勧めいたします。

3 どの弁護士であっても「企業等の代理人」として行動しています

企業等の顧問弁護士以外の弁護士(紹介を受けた弁護

士等)に事件を依頼する場合、企業等が「当該弁護士は保険会社の弁護士であり、自社の弁護士ではない」という感覚をお持ちの場合がございますが、顧問であるかに関わらず、「自社の代理人」であるということ、つまり弁護士の言動、行動が企業等の言動、行動等と同一視されるという点を明確にご認識頂く必要があります。

損害賠償等の民事対応(交渉を含む)は、あくまでも企業と弁護士との間で委任契約が締結されますので、例えば保険の適用が可能なケースであっても保険会社はその弁護士費用や訴訟等で確定した金額を保険契約に基づき支払うというだけにすぎず、当事者そのものではありません。つまり、保険会社や取引先等から紹介された弁護士も、企業等の顧問弁護士と同様、企業等自身の代理人として行動しているということを明確に認識することが重要です。

各種事故において特に使用者側あるいは加害者側となった企業等には、内外を通じて対応すべき事項も多く、①当該事故の被害者からの損害賠償請求と②それ以外の場面の両面において、企業等の理念・方針に基づいた適切な対応を行うことが肝要となります。すなわち、いずれか一方の局面において不適切な対応がありますと、それが企業等そのものの姿勢・対応だと捉えられ、時にマスコミ等に報道されることを通じて、企業等の社会的信用やイメージに多大な影響を及ぼす場合もありますので特に注意が必要です。

4 企業等が取るべき適切な対応

(1) 各種事故において企業等が取るべき対応として、被害者側からの損害賠償請求(交渉・訴訟等)への対応以外にも、多くの場合、①事故原因の調査と責任の所在の確認(必要に応じて調査委員会の設置)、②マスコミ等からの取材への対応、③当該従業員の処遇(懲戒の有無、適切な配置転換等の処遇変更の内容及び時期)、④社内対応(事故発生時における注意喚起、啓蒙、今後の再発防止に向けた方策)、⑤被害者側への対応(民事事件そのものではない謝罪や見舞い、葬儀等への参列等)、⑥行政に対する対応(各種届出または労基署等の調査への対応)、などの対応が必要となります。

(2) 例えば、企業等において、被用者である従業員が企業等

の車両を使用して交通事故を起こし、前途のある被害者が死亡または重度の後遺症が残ったような事案の場合、企業等としては、上記事項について特に慎重な対応が必要となります。

このような事案の場合、通常、当該従業員については直ちに警察等による捜査が開始され刑事事件となりますが、企業等としては、被害者側に対する対応は勿論のことマスコミや社内の再発防止等の対応のために、同時並行的にあるいは捜査に先駆けて事故原因を調査し、その責任の所在を明らかにする必要があります。

社内調査結果を踏まえた上で、被用者に対する対応1つを考えても、企業等の就業規則等に照らして懲戒事由に該当するかどうか、懲戒を行うかどうか、どの種類の懲戒を行うか、どの段階で懲戒処分をするか、懲戒を行わない場合に今後の被用者にどのような業務に従事させるか、刑事事件の弁護士から証言あるいは嘆願書等を求められた場合には(被害者との関係も踏まえて)企業等としてどのように対応すべきか等についての検討が必要となります。

(3) 被害者側からの損害賠償請求に関する交渉・民事訴訟等への対応については、前述のようにどの弁護士に依頼した場合でも弁護士が貴社の代理人として対応するという点については全く変わりません。

それゆえ、弁護士の選任にあたっては、企業等の企業理念及び具体的事案に対する方針を十分に理解した上で、「企業等の代理人」として法律問題のみならず被害感情等に十分留意した適切な対応をしてもらえるかという観点から検討の上で、委任することが重要です。

また、通常、弁護士との委任契約は、被害者からの請求における交渉及び民事訴訟等に限られますので、その他の上記事項については委任の範囲外であり、企業において独自に対応する必要があるという点も抑えておく必要があると思量します。

(4) なお、企業等が被害者側となり請求する側である場合には、上記のような問題は生じませんが、解決の基準となる金額については、事故の種類によっては裁判外の基準や裁判時の基準等様々であり、依頼する弁護士によっては金額が異なってくることもありますので、早期解決の必要性の有

無や実際の具体的な事案の内容、勝訴見込み等を踏まえた上でご判断頂く必要があると思量します。

5 小 括

以上のように、企業等としては、各種事故発生時には、どのような事項についてどのような対応が必要かを見極めると共に、総合的な視野から自社の方針等を決定し対応する必要があります。

このような観点からは、被害者側の請求に対応する弁護士がどのような弁護士であったとしても、上記の事項等については、自社の顧問弁護士にも相談するなどした上、時期に応じた適切な対応を採っていくことが重要であると思量します。

また、被害者側の対応については、弁護士の選任にあたっては実際に面談をした上で、会社が対応すべき諸問題にどう対応すべきかどうかの方針や意見を求めた上で、自社の代理人として相応しい弁護士を選任すること等が肝要であると思量します。

当事務所では、他の弁護士にご依頼をいただく場合でも、上記に記載したようなその他企業等が対応すべき事項については法律顧問として法的なアドバイスをさせていただいております。

このような観点から、企業等の社会的評価の維持・向上のために当事務所と法律顧問の関係にあることを十分にご活用頂ければと考えております。

i なお、事案によっては顧問関係にある保険会社等の関係で利益相反に該当し相談に応じることができない場合もございますのでご了承ください。

(文責:吉田伸哉)



第8回 APEX JURIS 弁護士&法務コンサルタント法律事務所 (アラブ首長国連邦)

弁護士 安 保 智 勇

弁護士法人中央総合法律事務所は、現在世界100ヶ国、160都市、約4,500人の弁護士が加盟する法律事務所ネットワーク「Globalaw」に加盟しています。本事務所ニュースでは、Globalawに加盟する海外の事務所をご紹介します。

今号は、アラブ首長国連邦のAPEX JURIS 弁護士&法務コンサルタント法律事務所のDr. Makkawi EL MAKKAWIより、イスラム銀行業務についてご紹介いただきました。

APEX JURIS 弁護士&法務コンサルタント法律事務所について

APEX JURIS は、1984年設立のアラブ首長国連邦を所在地とし、ドバイ及び他の首長国において、国際標準でコンサルティング及び訴訟サービスを提供する有数の国際的法律事務所です。当事務所は、個人、国内及び国際的企業、並びに建設やマスコミのような複数の業種の組織に及ぶ依頼人によって示されるように、多様な専門的知識を有しています。法律事務所の主要な世界的国際ネットワークであるGlobalawの加盟メンバーであり、それにより100を超える法域で総合的なリーガルサービスを提供することが可能となっています。また、助言、忠告及び訴訟サービスを提供する法律事務所の国際的な組織である、International Business Law Consortium (IBLC)の加盟メンバーでもあります。

APEX JURISのパートナー及び弁護士は、ドバイ国際仲裁センター(DIAC)、アブダビ商事調停及び仲裁センター(ADCCAC)、シャールジャ仲裁センター(TAHKEEM)の公認仲裁人であり、英国ロンドンにあるイギリス仲裁人協会の会員仲裁人です。

当事務所は、アラブ首長国連邦、アラブ首長国連邦内のフリーゾーン、及びアラブ首長国連邦のオフショア並びに他の法域で、会社設立業務を引き受けることが可能です。また、オフショア会社の登録を行う公認代理人、及びアラブ首長国連邦での商標登録を行う公認代理人であり、世界中での登録業務について幅広い経験を有しています。

業務分野

・コンサルティング及び訴訟

主要分野:商事、建設、法人、知的所有権/ライセンス(登録及び保護)、契約(国際契約を含む)、ADR(仲裁及び調停を含む)、アラブ首長国連邦全土での訴訟、航空、銀行業務、イスラム金融、破産、競争法/独占禁止、犯罪(ホワイトカラー及び他の限られた分野)、雇用/労働、金融(特に倒産分野を専門)、保険、海事/海事法、専門家責任、シャリーア、債権回収

イスラム銀行業務拠点(ドバイ)と金融における選択肢(イスラム銀行業務)の紹介

背景

APEX JURIS 弁護士&法務コンサルタント法律事務所は、アラブ首長国連邦のドバイを拠点として業務を行っています。ドバイ首長国は、1975年に初のイスラム商業銀行である「ドバイイスラム銀行」の設立でパイオニアとなりました。現在は、ドバイをイスラム経済圏の「世界的首都」にする野心的計画の中で、イスラム銀行業務の拠点となる方向へ進んでいます。従って、ドバイから本コラムを寄稿することは、時機に適っていると言えるでしょう。

イスラム教徒にとって、その社会の組織は信仰に基づくものです。信仰は、経済を含む、生活のあらゆる側面をカバーします。信仰上の指針として基本的なイスラム教の規則(シャリーア法)というものがあります。この規則に合致するものは全て許容されます。

最初に知られたイスラム金融制度は、8世紀から12世紀の間に出現し、最初のイスラム通貨である「ディナール金貨」の導入に伴うものです。その当時、銀行の存在は知られていません。イスラム法学者が、現在、イスラム銀行業務として知られているものの理論の策定を開始したのは、実際、西洋の商業銀行の出現及びその発展からかなり後のことです。

1940年代、主要な法学者は、イスラム経済圏の概念に焦点を充て、これを現代世界に導入しようと試みました。Mirza Bashededin Mahmoud Ahmed¹、及びMohamed Bagir Al Sader²のような人物が、その点のパイオニアでした。但し、イスラム銀行業務と言えば、Najattullah Sidiqqi³、Muhammed Uzair⁴、及びMohamed Bagir Al Sader⁵のような人物が、主要な提唱者でした。イスラム融資は、無利子の活動に基づくものです。資本利子は高利貸しであり、Ribaと呼ばれ、禁止されています。1973年に設立された最初のイスラム金融機関は、30年前のこれらの先駆者の概念を取り入れました。その金融機関は、サウジアラビアのジェッダを拠点とする政府間銀行である、「イスラム開発銀行」(DIB)です。

「ドバイイスラム銀行」は、当時の首長であった、Sheikh Rashid al Maktoumの首長令により、1975年に設立され、1977年にスーダンでファイサルイスラム銀行が設立されました。それ以降、世界中で、特にイスラム圏内の国で、いくつかのイスラム銀行が誕生しました。

イスラム銀行業務は、イスラムの富のかかなりの部分を得ると、勢いを増し、西洋の国際的商業銀行の方向に向かいました。その後のイスラム銀行は、非イスラム圏の国である、英国、米国、及びその他の国で展開し始めました。イスラム部門、デスク、又は特定目的会社は、イスラム圏の富の預金の一部を確保するために、国際的商業銀行により設立されました。

このイスラム銀行業務の海外での存在感は、重要な国際的イスラム規制団体の創設により、強化され、定着しました。

1990年2月、イスラム金融機関のためのシャリーア標準を維持及び促進する非営利組織として、「イスラム金融会計及び監査機構(AAOIFI)」が設立されました。これらには、会計、ガバナンス、倫理、取引、及び投資のような分野が含まれます。

2003年3月、「イスラム金融サービス委員会」(IFSB)がマレーシアのクアラルンプールで設立されました。これは、シャリーア規則と一貫性を持つ新規の国際的基準の導入、又は既存の国際的基準の調整によって、慎重かつ透明な基準及び規範の展開の責任を有します。

2001年、イスラム開発銀行(DIB)と、イスラム銀行を運営する6カ国の中央銀行の共同努力により、国際イスラム金融市場(IIFM)が設立されました。バーレーン王国を拠点とする国際イスラム金融市場(IIFM)は、イスラム機関のための流動性管理投資及び市場の開発の業務を行う中立の非営利組織です。



Dr. Makkawi
EL MAKKAWI

過去40年間のイスラム銀行の発展は、イスラム銀行業務は十分確立され、組織化され成功した銀行業務システムであることを示しています。イスラム金融は、国内及び国際的な金融領域で、異なった概念、異なった製品、及び異なった強みを提供しています。

世界では様々な金融低迷の中で壊滅的な影響を体験しており、特にここ10年では、多くの経済圏でその余波が厳しく感じられる状況にあります。イスラム金融は、その代替的かつ革新的モデルによって、国際的金融疾病を治療する方向に向けた努力に大きく寄与するもので、前途有望です。

イスラム銀行の特徴

イスラム銀行は他の非イスラム系商業銀行や金融機関とは異なる特徴を有します。

第一に、イスラム銀行は、イスラム教徒と他の非イスラム教徒との関係を含む、イスラム教徒の生活のあらゆる側面を体系化するイスラム教信仰に基づいています。これは、(1)「halal」と「harm」(「許されるもの」と「許されないもの」)に基づいており、(2)資源の生産及びサービスの割当を指向しており、また、(3)社会的ニーズと社会の商業利益を考慮に入れます。

第二に、イスラム銀行はパートナーシップによる融資銀行です。つまり、イスラム銀行は、プロジェクトに資本参加します。

第三に、イスラム銀行は、経済発展と社会的発展を結びつけて考えます。これは、いかなる有害な製品も銀行業務を通じて社会に入れない保証も含まれます。すなわち、「halal」の製品とサービスのみがイスラム銀行の対象となりうる(例えばアルコール又はギャンブルの取引は対象としない)ということです。

無利子の融資はイスラム銀行の支柱です。あらゆるイスラム銀行商品は、この無利子の原則に適合しています。イスラム銀行業務のあらゆる側面について、一つの記事や、一冊の本でさえ取り上げることは不可能です。これは法律学の広大な分野になります。しかし、本稿においては、イスラム銀行業務の四つの基本商品を例としてご紹介いたします。機会がある場合には、イスラム銀行業務をより詳しくご説明できるかと思います。

4つのイスラム商品⁶

1. *Murabaha*

*Murabaha*とは、顧客が注文した商品を銀行が買い受け、銀行への納入後、これを顧客に売るという金融手法のことです。注意すべきは、顧客に引き渡される前の全ての危険(毀滅/破損又は紛失等を問わない)が銀行の負担である、ということです。ただし、商品が顧客の定める条件を満たす場合、銀行は*Murabaha*契約に署名し、所有権は銀行から顧客に移転します。銀行はかかる販売の価格に銀行の利益分を加えますが、短期の分割払いと長期の分割払いによる支払の場合で異なります。銀行が「LC(信用状)による購入」をしていた場合、LCは銀行の名義になります。*Murabaha*とはほぼ同様の方法として*BeiiAagil*(先物売買)があります。この方法により、銀行は商品を調達して直ちに顧客に引き渡し、後ほど代金を受け取ります。これは、銀行が顧客に商品を輸出できるようにし、顧客が回収した代金を受領することを合意する輸出取引の場合に多く見られます。

2. *Mudaraba*

*Mudaraba*契約は、当座貸越と類似していますが、いくつかの面で異なる点があります。銀行は収益事業に着手するための資金を顧客に提供することができ、合意された利益分配を受けます。資金の譲渡前に利益分配について合意しなければならないことが必須です。銀行は、損失が発生した場合、顧客の過失、不正行為又は放漫経営による場合を除き、全ての損失を負担します。本プロセスにおいて顧客は「*Mudarib*」と呼ばれます。*Mudaraba*は、利益又は損失の有無を問わず、顧客が銀行に対し元金に利潤を加えて返済しなければならない当座貸越とは異なることに注意すべきです。*Mudaraba*において、*Mudarib*は成功時に元金と合意された割合の利益を返済しなければなりません。損失がある場合は元金から損失分を控除したもののみを返済します。但し、全損失が元金に相当する場合、*Mudarib*は銀行に何も支払いません。承認のためには、銀行が*Mudarib*の信頼性、能力及び経営の専門性を考慮するだけでなく、事業を適切に分析しなければならない、また、プロジェクトを綿密にフォローし続けるべきであることは明白です。

3. *Musharaka*

*Musharaka*は、各パートナーがプロジェクト又は商品の総費用の一定割合を拠出する合弁契約と非常に似ています。銀行がプロジェクト自体を管理する必要があると判断する場合、通常はその補償をするため、銀行の拠出割合の増加に反映されます。その後、利益は*Musharaka*の条件に基づき分配されます。

4. *QardHasan*

*QardHasan*は単なる貸付で、銀行が利益の分配を受けず、運営においてリスクを負わず、また貸し付けた全額の返済を受ける権利を有するものです。

上記はイスラム銀行商品の一部です。実際、個々のケースに応じて検討すべき更なる詳細及び実務資料があります。イスラム銀行商品は、全てのイスラム教徒及び非イスラム教徒のためのものであることに留意すべきです。このため、イスラム銀行は上記の考え方に基づき、自己の銀行取引及び金融業務の運営を希望するあらゆる人に開かれた銀行です。銀行取引の内部チェックは、全ての取引がシャリーア遵守かどうかを監督するインハウスのシャリーア委員会によってのみ行われます。これは決定であり(「FATWA」としても知られています)、銀行経営陣を拘束します。

(1) (1889-1956) イスラム経済システム
(2) (1935-1980) Iqtisaduna (イスラム経済圏)
(3) 無利子銀行業務、イスラム銀行業務の問題
(4) 無利子銀行業務の概要
(5) Al Bank Al La Ribawi - (無高利銀行)
(6) 2011年11月2日 ドバイでのIBA Conferenceの前に発表された論文 Talal EL MAKKAWI

APEX JURIS 弁護士&法務コンサルタント法律事務所 APEX JURIS Advocates & Legal Consultants

住所 Beniyas Road, Deira
AL MASRAF - 7th Floor - Suite: 708
P.O. Box # 3858 - Dubai - United Arab Emirates
電話 (971) (4) 2222314 ファクシミリ (971) (4) 2228147
電子メール apxjuris@emirates.net.ae
ウェブサイト www.apexjurisadvocates.com
関連ウェブサイト www.globalaw.net
www.iblc.com

連絡先 i) Dr. Makkawi A. El Makkawi
ii) Ms Faiza Khalifa



弁護士
大平 修司
(おおひら・しゅうじ)

〈出身大学〉
大阪市立大学法学部
大阪大学法科大学院

〈経歴〉
2010年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新63期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所
2011年8月
第一東京弁護士会登録

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、金融法務、
家事相続法務、労働法務

信託による相続対策—信託による相続対策の概観—

1 はじめに

高齢化が進行する我が国においては、自分の財産をどのように後の世代に承継してゆくか、また、自分がいなくなった後に家族をどのようにして守ることができるかという問題が重要性を増しており、社会の関心も高まっています。

このような中、信託を利用した財産の承継は、民法上の相続制度を利用するのみでは実現できない承継方法を可能にするものとして、近年、注目を浴びています。

また、相続の場面ではありませんが、祖父母がお孫さんへ教育資金を一括贈与した場合には贈与税が非課税となる制度が本年4月1日から実施されております。この場面で、祖父母が教育資金を信託銀行等に信託をする方法も採られています。これは、信託銀行等が受託者として教育資金を管理し、受益者たるお孫さんが教育機関からの請求書などを添付して信託銀行に払戻請求することで、当初の目的とおり、贈与金を教育資金としてお孫さんが費消できるという方法です。

このように信託制度自体が身近なものとなってきたことから、今回は、信託を利用した相続対策について、ご紹介させて頂きたいと思います。

2 信託による相続の方法

信託とは、①信託契約、②遺言、③公正証書等によってする方法、のいずれかの方法により、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとすることをいいます（信託法2条1項）。

例えば、不動産の所有者（委託者）が、信託契約によって第三者（受託者）に不動産を移転して管理を委ね、不動産から生じる収益を別の第三者（受益者）に与える場合などをいいます。

信託によって相続を実現するための方策として、以下のようなものが考えられます。

- (1) 遺言による受益者指定（信託法89条2項）
委託者が生前に受託者との間で信託契約を締結しておき、遺言により受益者を指定する方法です。
- (2) 遺言代用信託（信託法90条1項）
委託者が死亡した時に受益者として指定された者が受益権を取得する旨の定めのある信託（信託法90条1項1号）又は受益者の死亡の時以後に受益者が信託財産に係る給付を受ける旨の定めのある信託（信託法90条1項2号）をいいます。生前の信託契約等において受益者を定めておく点で(1)と異なります。遺言代用信託を利用することにより委託者は生前の行為によって死亡後の財産の承継・分配を実現することができるため、この信託は死因贈与と類似する機能を有すると言われています（法務省民事局参事官室「信託法改正要綱試案 補足説明168頁」）。
- (3) 遺言信託（信託法3条2号）

遺言によって信託を設定する方法です。「遺言信託」というと、一般的には信託銀行等が提供する遺言の作成・コンサルティング・執行等を指すこともありますが、信託法上の遺言信託はこれとは異なります。

弁護士 大平 修司

遺言信託は遺言によって行うものであるため、遺言に関する民法上の厳格な規律（民法960条以下）が適用されます。また、遺言信託の場合は信託財産の移転が受託者の死亡時以後に生じるため、遺言執行において利害関係人の間で紛争が生じる可能性を否定できません。

一方、生前に自己の財産を受託者に移転してしまうことは心理的に抵抗がある、という人もいると思われませんが、遺言信託を用いた場合はこのような生前の財産の移転が生じないというメリットもあります。

3 信託の具体的な活用例

信託を用いた相続は、個人のニーズに合わせて様々な相続を実現し得るものとして期待されています。

以下では、信託を用いた財産の承継の一例を簡単に紹介します。

(1) 事業承継への活用

家族経営の企業等において、次の世代に事業を円滑に承継するために、信託を活用することができます。

たとえば、中小企業のオーナーが、高齢となってきたからできた幼い子に事業を承継したいが、その子が十分な経験や判断能力を有する年齢になるまでは信頼できる第三者に経営を委ねておきたい、というような例で、信託を利用することが考えられます。

この例では、株式を信託譲渡して議決権行使の指図権を信頼できる第三者に付与しておき、子が一定の年齢に達した時点で信託を終了させて株式を子に交付するといった内容を信託契約で定めておけば、目的が達せられます。

また、この他にも、信託を利用することによっていわゆる「後継ぎ遺贈」を実現することができます。後継ぎ遺贈とは、遺言者の死亡によりまず第一次的な承継人（受遺者）が遺言者の財産を承継し、その後第一次的な承継人の死亡により第二次的な承継人がその財産を承継するような場合をいいます。後継ぎ遺贈は、民法上は無効であるという見解が有力ですが、信託法91条が定める受益者連続信託を利用することにより、実現可能となります。

(2) 福祉への活用

自己の判断能力が乏しくなった後や死亡した後も、信託により財産の管理を第三者に委ね自己や家族を受益者とすることで、適切な財産の管理を図り、自己や家族の生活の安定を図ることができます。

たとえば、収益物件を有している者はその収益物件に信託を設定して受託者に管理を委ね、自己が受益権を取得することで、物件から生じる利益は享受しつつ、不動産の管理は第三者に任せるとすることが可能になります。

4 まとめ

信託を用いた相続対策の概観は以上のとおりです。今後、信託の具体的な活用方法について研究を深め、適宜ご紹介する予定です。



弁護士
下西 祥平
(しもにしゅうへい)

〈出身大学〉
京都大学法学部
神戸大学法科大学院

〈経歴〉
2010年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新63期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務
労働法務

青年訪中国報告記

弁護士 下西 祥平

この度、平成25年8月1日から8月5日にかけて、全国人民代表大会法制工作員会のご招待のもと、日中法律家交流協会にて主催の青年訪中国に参加させていただきました。日中法律家交流協会は主に東京・横浜の弁護士の先生が主たるメンバーですので、今回大阪弁護士会から参加したのは私だけだったのですが、訪中国の皆さまが温かく迎え入れてくださったので気兼ねなく行事に臨むことができました。

- 1 8月1日、北京に到着してすぐに驚いたのは、本来であれば通過しなければならない税関等の入国審査が全てパスされ、VIP室にて待機させて頂けるという待遇でした（ちなみに民間人が使用する場合はVIP室は1時間20万円と聴きました）。
- 2 翌8月2日が今回の訪中国のメインテーマである法制工作員会とのシンポジウムであり、日本側からあらかじめ質問事項を送付して、中国におけるパブリックコメント手続、相続法改正についての最新の状況について意見を伺いました。個人的に興味を一番ひかれたのは、座談会や公聴会による意見公募（パブコメ）です。例えば、個人所得税法の改正においては、納税者を直接招聘して座談会を開催して、できる限り広い層から意見を聴くシステムを徹底している点は、社会主義国家としての中国の特殊性の一つであり、日本の形骸化しつつあるパブリックコメントとの違いを感じました。また、中国の相続法は、実質わずか3条しかなく、詳細な内容は最高人民法院の司法解释を併せて読んで、初めて条文の実務的な意味が明確になっています。このうち、裁判所の裁量により具体的相続分の調整が変動し得る余地が日本に比べると極めて広範に亘る点など改正の議論はされているようでした。もともと社会主義国家としての中国の昔からの風習に鑑みれば、それなりに合理性があるとの意見が大勢のようでした。現場で法改正に携わっていらっしゃる方から生の声を聴けたのは非常に貴重な機会でした。



また、今回のシンポジウム終了後人民大会堂の中を特別に見学させて頂ける機会があり、テレビに映る国家のトップ会談等が行われる会議室を生で目にしたときは興奮しました。

なお、日本でも報道されているように北京の大気汚染は深刻で、天気予報が晴れのはずなのに、空が曇っていることがあり、これは天気予報が外れたのではない（実は大気汚染により空気が霞んでいて曇っているように見える）ということを知ったときは驚愕でした。

- 3 翌8月3日は、高速鉄道にて北京から武漢に移動しました。武漢は、北京ほど開発は進んでいませんが、現在次々に投資を呼び込み発展継続中の都市です。有名な「黄鹤楼」などを観光し、夜は湖北省人民代表大会常務委員会の方々から非常に手厚い歓迎を受けました。武漢では人も街も非常に勢いを感じました。翌8月4日は、赤壁市に向かい、「赤壁の戦い」で有名な赤壁の現場を目にしてきました。赤壁市は武漢の中心部と比較すると閑散な風景で、道路の整備も十分ではありませんでしたが、中国の地域格差についても目にすることができたのは貴重な経験だと思います。その後、飛行機で上海へ移動し、翌5日は午前中だけですが自由時間で豫園を観光し、午後の飛行機で成田に戻って参りました。



- 4 上記のように4泊5日という非常に長い期間に亘り、北京、武漢（武昌、赤壁）、上海と様々な都市を訪れることができ、各都市ごとの特色を目にできたことはとても大きな財産となりました。
- 今回の訪中国にて私の中国への関心はさらに高まったばかりでなく、中国と「顔の見える」付き合いができるようになりたいと心から思いました。そのためには一刻も早く語学を磨く必要があることを痛感しました。これからは、継続的に中国法の勉強を行うだけでなく、それと並行してもっと語学の習得に勤しみ、さらには中国の経済発展の歴史や文化についての教養を深めたいと考えております。



弁護士
本行 克哉
(ほんぎょう・かつや)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2012年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新65期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

最新判例紹介

再生債務者に債務を負っている者が第三者の有する再生債権をもって相殺に供することが許容された事例 ～東京地方裁判所平成25年5月30日判決～

弁護士 本行 克哉

1 はじめに

民事再生法93条の2第1項1号は、再生債務者(A)に対して債務を負っている者(B)が、再生手続開始後に他人(C)の再生債権を取得して、その債務と相殺することを禁止している。

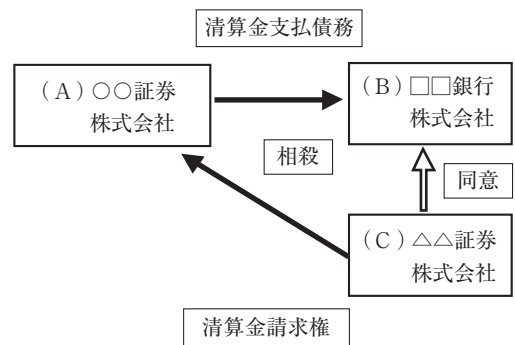
このような場合に相殺を認めると、再生手続により大幅な債権カットを受ける再生債権者(C)は、名目額よりも安い価格で債権をBへ売却し、Bは、Aに対して負っている債務と譲渡を受けた債権とを名目額で相殺することで、Aに対し債務を弁済するよりもはるかに安価に債務を消滅させることができる。結果的に、総再生債権者への最終弁済率が減少し、「債権者平等」を害することになるため、上記のような規制が設けられている。

2 事案の概要

Aは、Bとの間で、A・B間のデリバティブ契約が所定の事由により期限前に終了した場合には、Bが、AのB(Bの関係会社を含む。)に対する債務とB(Bの関係会社を含む。)のAに対する債権を相殺する権利を有するとの特約を結んでいた(以下「本件相殺条項」という。)

Bは、再生手続開始時において、Aに対し、清算金支払債務を負っていた。そして、Bの関係会社に当たるCも、Aとの間でデリバティブ契約を結んでいたが、Cは、再生手続開始時、Aに対し、清算金請求権を有していた。

その後、Bは、Cの同意を得て、Aの民事再生手続の債権届出期間内に、CのAに対する債権と、BのAに対する債務を対当額で相殺するとの意思表示をしたが、Aは、Bに対し、清算金の支払を求めて訴えを提起したものである(なお、本件は、集中精算義務(金融商品取引法156条の62)制定前の事案である。)



3 裁判所の判断(要旨)

本件相殺条項は、①デリバティブ契約の期限前終了事由が発生すること及び②Bがその関係会社であるCから同意を得ることを「停止条件」として、その弁済期や通貨にかかわらず、CのAに

対する債権とBのAに対する債務の相殺を行う権限をBに認めたものと解するのが相当である。

本件相殺条項のような三者間相殺を定めた契約は、近時の金融機関の組織形態を前提として金融機関相互間のデリバティブ取引において、取引慣行と言える程度に広く用いられていたと推認できる上、多数の金融機関がデリバティブ取引に関与していることから、取引の相手方が破綻した場合に備えて「関係会社」を含めた債権債務関係を総体的に引き当てることとして、「関係会社」を含めて総体的にリスクを管理及び分散すること自体に合理性があり、その必要性も高いといえる。

加えて、本件相殺条項が危機時期に相殺を目的として濫用的に締結されたものとは認められないことも併せると、B及びC以外の再生債権者に、本件相殺によるAのBに対する清算金請求権の消滅を受忍させることが債権者間の実質的な平等を損なうものともいえない。

以上、本件においてBは、再生手続開始時点において、再生債権者が再生債務者に対して債務を負担している場合と同視できる程度に、相殺の合理的期待を有していたと認められるというべきである。

よって、本件相殺は、民事再生法93条の2第1項1号によって相殺が禁止される場合には当たらないと解される。

4 まとめ

本判示のように相殺の合理的期待を考慮して実質的に相殺の許否を判断する手法は、過去の最高裁判決にもみられるところであるが¹、特に同最高裁判決の補足意見でも触れられているように、危機時期前の原因(本件でいう本件相殺条項)に基づいて相殺を行う場合に、その原因を利用して債権を回収するという「慣行の定着」の有無に着目して相殺の合理的期待を判断していることから、妥当な判示であると考えられる。

本判示は、停止条件付相殺条項が、契約当初において当事者が相殺による債権回収を意図せずに定められたような場合にまで棚ぼた的な相殺を認める趣旨ではなく、同条項が危機時期における債権回収の手段として利用される慣行が定着しているようなものに限定して有効性を認めたものと捉えるのが相当ではなかろうか。本件は、最高裁判所のいう「相殺の合理的期待」という概念を理解するうえでも参考になる事案であると考えられるので、ここに紹介する次第である。

¹ 例えば、委託を受けない保証人の事後求償権と預金債務との相殺を認めなかった最判平24・5・28(民集66・7・3123)等がある。



弁護士
小林 章博
(こばやし・あきひろ)

京都事務所だより14

地裁の窓から垣間みる「京都」

弁護士 小林 章博

平成25年5月15日午前。京都地方裁判所第○号法廷にて。

ある事件の弁論準備手続が終了し、原告被告両代理人弁護士は、記録を鞆に片付けながら退廷準備をしている。今終わった案件に関して頭を整理しているのか。あるいは今日のこれからの予定のことを考えているのか。両代理人弁護士は無言で少し難しそうな顔をしている。

ふと裁判官が法廷北側窓にかかったカーテンをそっと巻き上げ、丸太町通を眺めてつぶやく。

「今日はなんのお祭りをされているのですか?」

「葵祭ですよ。日本三大祭りの。」

「御所の堺町御門から行列が出てきて丸太町通を東に進むので、裁判所は絶好の観覧場所ですね。」

原告代理人弁護士、被告代理人弁護士がそれぞれ答える。

「そうだったのですか。私はこの春に京都に転勤してきたばかりで、今日が葵祭ということも存じ上げませんでした。裁判所からお祭りが眺められるなんて、京都は素敵ですね。夏の『大文字焼き』も楽しみにしています。」

両代理人弁護士、ちょっと困ったような表情でお互い顔を見合わせる。

「裁判官、恐縮ですが、このあたりで迂闊に『大文字焼き』なんていうと、ちょっと嫌な顔をされると思いますよ。」

両代理人弁護士がほぼ同時に同じ台詞を吐いた。

裁判官はとても驚いた表情で両代理人弁護士の顔を見る。

「え、そうなのですか。では皆様なんと呼ばれているのですか」

「五山の送り火ですね。」

これもまた両代理人弁護士がほぼ同時に回答。

「なるほど勉強になりました。これから、もっとしっかり京都の勉強をいたします。」

真摯な顔で裁判官が答える。

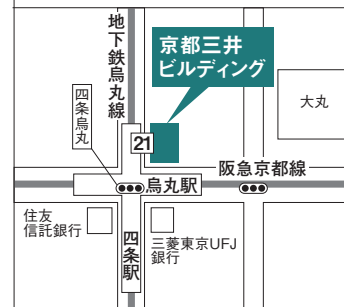
以上、私が担当しているある案件の弁論準備手続後のワンシーン。ただ、この手のお話は京都のガイドブックの類いでも紹介されている有名な話のようにも思います。本当にあの裁判官はご存知なかったのでしょうか。もしかすると裁判官は、お互い無言、しかも小難しい顔をしながら記録を片付けている両代理人弁護士の雰囲気をちょっとでもほぐそうとして、あえて「大文字焼き」なんておっしゃったのではないだろうか…。しかし、そうだとすれば、あの裁判官の自然なリアクションは相当な演技派ですね!

と、あたかも私は京都に詳しいかのごとく述べておりますが、かく言う私も、実は京都について知らないことばかり。これではいけないと思い、今年は、「もっと、京都 学ぼう!」という目標を今年の新春号の事務所ニュースで宣言いたしましたが、その歩みは葵祭の牛車の如く…。

そんなところ、先日、「今年、京都検定は記念すべき第10回目!団体受験すれば受験料も割引ありますよ!」とのお誘いを受けました。漫然と「学ぶ」というのは難しい。やはり目標がなければいけない。季節もちょうどこれから秋。観光にも最適の季節になるし、京都検定の試験という目標があれば、「もっと、京都 学ぼう!」がさらに充実したものになるはず…

というわけで、京都検定を受験することといたしました。決戦は12月8日日曜日。京都検定は1級、2級、3級がありますので、まずは3級を受験します(3級といえども過去問をみると意外と難しいのです。まあ、私にとってですが。)

なお、試験結果のお問い合わせには応じかねますので、何卒ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。



京都事務所へのアクセス

【所在地】〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8番 京都三井ビル3階
TEL (075)-257-7411 (代表) FAX (075)-257-7433

【交通】阪急京都線「烏丸」駅・地下鉄烏丸線「四条」駅 下車 20番出口・21番出口直結

「相続と税金と嫉妬心」

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄 雄
(元南税務署長)

1 遺産分割と税務行政

昭和22年に民法が改正され、相続方法が家督相続から遺産相続に変更されました。この結果、配偶者と子供は相続人として平等に遺産分割を受けることになりました。相続税は、民法の遺産分割を基準にした課税方式ですので、その申告手続には、近親間の平等による嫉妬の感情がビルトインされました。

一方、近年は、個人の生活内容に関心のある人が多く、国税局には、毎日のように文書や電話による他人の税金に関する情報が寄せられています。税務行政としては、その内容を吟味して適正に対処するようにしています。しかしその多くは「隣の花は赤い」の範疇で、単なる嫉妬心によるものがほとんどです。

2 嫉妬のメカニズム

(1) 子供同士と女性同士

子供は、幼い弟や妹が母親の膝に座ろうとすると、相手を激しく押しのけようとします。明らかに嫉妬の感情によるものです。「兄弟は他人の始まり」です。

一人息子が結婚して、嫁と二人仲良く旅行に出かけた時の母親の気持ちは複雑です。「嫁と姑は犬と猿」とされ、嫁と姑の関係は永遠の課題となっています。

(2) 友達感情と恋愛感情

学校の友人に嫉妬するのは、成績が自分と同じか、あるいは自分以下だった者が急に自分以上になったときです。「昨日の友は今日の敵」になります。

恋人が他の異性に関心を持った時のジェラシーは誰しも持つものです。相手に対する愛情が深い分だけ「可愛さ余って憎さ百倍」の気持ちになります。

(3) 近隣関係と職場関係

隣の家が新車を買った時や新築をした場合は、単純に喜べない複雑な気持ちになります。逆に、隣の家が経済的に苦しい時は「隣の貧乏は鴨の味」と言われます。

組織における嫉妬の感情は日常茶飯事のことです。職場では「出る杭は打たれる」ことから、組織人は、何時も職場内の人間関係で苦勞をしています。

3 嫉妬心の対処方法

(1) 自分の嫉妬心

嫉妬心は、人間である限り誰でも本能的に持っている感情です。自分の嫉妬心に対する個人的な対処法としては、嫉妬のエネルギーを向上心に昇華させ、プラス思考によって前向きな行動に移行させることです。

一方、諦観によって嫉妬を転化する方法があります。相手から逃避することによって自分と無関係の別世界の出来事として諦めるのです。そのためスポーツや芸術など、趣味を含めた別の道において、異なる価値観を持って活躍することです。

他に、嫉妬の相手を応援することによって、相乗効果によるウインウインの関係を築くことです。お互いに最適解を探って良きライバル関係を構築するのです。相互に切磋琢磨する必要のあるスポーツの世界ではよくあることです。

(2) 他人の嫉妬心

幾らこちらが配慮しても他人から嫉妬を受けることがあります。他人の嫉妬に対しては、相手の手の届かない一段上の所にいるのです。嫉妬心は相対的なものですから、相手が憧れるような高い位置にまで到達することです。

又は、自分の弱点を曝け出し、負けるが勝ちとして、弱い立場の人に花を持たせることです。こちらが下に降りることで相手の嫉妬心を和らげるのです。外見では相手を立てるものの実質的には優位に立っておきます。

加えて、時の経過で相手の嫉妬心を浄化し、ひたすら時間によって洗い流すのです。人は時間が過ぎていくと、だんだんと見方が変わってきます。こちら側は嫉妬を受けることを密かに喜びとし、目立たないように静かにしていることです。

(3) 組織の嫉妬心

組織においては、人事を中心としていろいろな場面で嫉妬心が生じます。その解決法としては、組織内に嫉妬を解消するシステムを構築することです。国税では、一般職と専門職、ラインとスタッフを別コースにして、複線的な人事制度によって対処しています。

また、国税の職場では、人事異動の時期になると、希望通りでなかった部下職員に対して、発令後に幹部がフォローすることによって少しは気持ちりが和らぐものです。

他に、査察部では、人間の三大欲望である、名誉、権限、報酬を区分して取り扱って嫉妬の解消を図っています。名誉は幹部である部課長に、権限は現場の責任者である統括官に、報酬は手当等によって査察官に多く配分することによっています。

4 相続対応と税金対応

相続における嫉妬の問題は、全ての相続人を納得させることが大切です。そのため生前中の意識のハッキリしている時期に自分の考え方を明確にした遺言書を作成しておきます。加えて、自由な意思によって何時でも可能な生前贈与を活用することもできます。

税金面では、過去の税制調査会で議論されたように、欧米諸国を参考に、嫉妬が生じない制度にします。相続税は、現在の相続分課税から、取得した財産に課税する遺産課税方式に、贈与税は、現在の受贈者課税から、贈与者に対する課税方式に改正し、親族間のトラブルを防止する必要があります。

現代は、昔に比べて非常に平等な社会になりました。嫉妬は元来が個人の平等意識によって生ずるものです。したがって私達は、かつてないほど嫉妬に苦しむ時代の渦中にいるのです。個人が心豊かな社会生活をするためには、他人に対する嫉妬の感情を自己制御する必要があります。一方、他人から受ける嫉妬には、「金持ち喧嘩せず」の心境で、余裕のある気持ちで日常生活をすることです。



中央総合会計事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号
幸田ビル6階603号

T E L

0 6 - 6 3 6 3 - 2 0 6 3

F A X

0 6 - 6 3 6 3 - 2 0 6 7

裁判エッセイ 47 ● 裁判は音楽の状態に憧れる(その2)

弁護士 川 口 富 男
(オブカウンセル) (元 高松高等裁判所長官)

裁判エッセイ44で「裁判は音楽の状態に憧れる」という文章を書きました。これは、イギリスの文学者ウォルター・ペイターの「すべての芸術は絶えず音楽の状態に憧れる」という言葉に想を借ったもので、その理由としていくつかの根拠を書き連ねたのですが、かつて言われたことのない発想ですから、理由として挙げたところそのものにはご理解を得られたとしても、「音楽の状態に憧れる」という結論には、イメージが湧きにくいとか、ストンと胸に落ちないと感じる方がおられるかもしれないとおそれます。

最近「裁判が音楽の状態に憧れる」ことについてのイメージを掴んで頂けるような演奏会に接しましたので、紹介します。

それはタリス・スコラーズというイギリスのア・カペラ(無伴奏)で歌う古楽合唱団の演奏会でした(13年6月8日兵庫県立芸術文化センター大ホール)。ルネサンスの教会音楽の第一人者であるピーター・フイリップスが40年前に創立し、指揮をしています。ルネサンスの教会音楽演奏で世界最高の合唱団と言われています。ルネサンス当時の音楽の協和音は純粋、清浄、透明で、フラ・アンジェリコ(1387～1455)の絵(例えば「受胎告知」)を観るように、天上の音楽とはこういうものかと思わせるものがあります。私の聞いた時は、ソプラノ4、アルト2、テノール2、バス2の10名で構成されていました。

グレゴリオ・アレグリ(1582～1652)作曲のミゼレーレを例にとります。この曲は、ローマ法王がシステリーナ礼拝堂で行うミサのときにだけ用いられ、その楽譜の持ち出しは厳禁とされる秘曲でしたが、14才のモーツァルトがシステリーナ礼拝堂で一度聞いただけで楽譜化した(もう一度聴いて細部の修正をしている)というエピソードのある曲です。私のような素人が聞くと、凄い和声だなど感じるだけで、何声から成っているのか分かりませんが、なんでも最高で9声部あるのだそうです。13分位の曲ですが、一度聴いただけでその成り立ちを即座に頭に刻印してしまうとは、なんということでしょうか。モーツァルトの天才性を示す最高のエピソードの一つです。

最初は、10人が舞台に並んで歌っていましたが、休憩後の1曲目がミゼレーレでした。舞台に5人、3階の観客席正面の左端に4人、1階の観客席右端の中央に1人と分かれて、それぞれの場所から歌います。つまり三方から音が出る仕掛けになるのですが、その音が立体的につながる感じで、私の席は1階の前から8列目の中央付近でしたから、舞台と(私からみて)左後方上を結ぶ斜めの線のあたりに、雲間から射し込む一条の天光のように、斜めに音の東が浮かんできると感じました。その感覚は瞬間ではなく、持続しました。物理的な音響としては前方と左後方上の二つの音源から出る複数の音波が和音を構成して、直接又は(ホールに反射して)間接に私の耳に達した時に聞こえることとなりますが、それが短絡して二つの音源を直接結ぶ音の流れがあるような錯覚が生じたのかもしれません。また、特定の気象条件のときに瀬戸内海のすべての空気が夕日で染められて空間そのものが真っ赤になることがあるように、音がホールに満ち

ている感じがいたしました。

ア・カペラで歌うと、音の純粋性が保たれますし、この10人は声を震わさないノンビブラート奏法で歌いますから、音の波長に上下の揺れがなく、ピーンと弓弦を張ったような芯のある音になります。それらが精妙にして透明な協和音でつながりますから、実に美しく清らかで深味のある世界が現れます。フォルテ(強奏)も迫力と美しさに満ちていて印象深いのですが、ピアノ(弱奏)の美しさといったらなく、特にデミニエンド(次第に弱く)で曲が終わる時の澄んだ美しさには、音が消える瞬間まで生命力が保たれていて、人生の終わりはかくありたいと思わせるものがあります。

キリスト教は、イエスのころは論理性の強い宗教ではなかったのですが、後世の指導者達がギリシャの論理哲学を取り入れて、論理性の強い宗教になりました。それとともにギリシャ的な論理の構造を持つ西洋音楽を保護し宗教行事に利用しましたから、西洋音楽は世界をリードするまでに発展しました。実は、このキリスト教の論理的性格が西欧の文化や科学の礎になり、世界をリードする文明に発展したとつながります。

宗教行事で用いられるこの曲の秘儀などは、神秘的効果があったことでしょう。特にシステリーナ礼拝堂で立体的な演奏を聴くと、信者は失神してしまうかもしれません。有難味をいや増すために、秘曲にされていたのかもしれませんが。

本論に戻りますが、裁判の理想は、法の支配を世の中にあまねく行き渡すことです。この世の出来事の一切が法の定めるところに従っていることが近代国家の理想で、そこに健全な社会が築かれる礎があり、個人の幸福、福祉が実現されるという考え方です。よく知られているように、実はこの考え方は、西欧の文明にその源があります。根本には憲法があり、それを受けて法律や条例が多くのことを定めます。これらの法典を集めた法令全書は膨大なものになりますが、それでも世の中のことすべてを律することはできません。日々行われる裁判で、個々の事項を細かく定めていくのですが、そうした営みにはある展望、理想がなければなりません。

一つの例として、なんでも取り込みながらしなやかさと細やかさを失わず、全体として調和があり、構造そのものは論理的な強固さを持つ音楽の世界をイメージとして持つことは有用で、それは例えば、システリーナ礼拝堂でのミサのときに用いられるミゼレーレの醸し出す、礼拝堂に満ちる音楽の響きのようなものではないでしょうか。それは単に響いているだけではなく、協和音として、大きく、美しく、深いものを現しており、憧れの対象であり、説得力と感銘力に富んだものなのです。宗教的に価値ある世界ですが、宗教を離れてみても、法の世界が、そのように整然としていて温かく、なにかかも包み込む世界を現出できるとしたら、すばらしいことではありませんか。

これが、裁判が音楽の状態に憧れるということのイメージの一つです。

1 定款の記載事項

定款を作成することから法人の設立手続は始まります(一般法人法10条1項、会社法26条1項、575条1項)。「定款」とは、社団法人の組織に関する根本規範を意味します。

一般社団法人の定款の絶対的記載事項は、①目的、②名称、③主たる事務所の所在地、④設立時社員の氏名・名称と住所、⑤社員の資格の得喪に関する規定、⑥公告方法、⑦事業年度です(一般法人法11条1項)。持分会社の絶対的記載事項は、①目的、②商号、③本店の所在地、④社員の氏名・名称と住所、⑤社員が無限責任社員または有限責任社員のいずれであるかの別、⑥社員の出資の目的とその価額または評価の標準です(会社法576条1項)。株式会社の絶対的記載事項は、①目的、②商号、③本店の所在地、④設立に際して出資される財産の価額またはその最低額、⑤発起人の氏名・名称と住所のほか(会社法27条)、発行可能株式総数の定めです(会社法37条1項)。

法人の定款には、定款の定めがなければその効力を有しない、いわゆる相対的記載事項のほか、法規定に違反しない事項(任意的記載事項)を記載することができます(一般法人法12条、会社法29条、577条)。

2 定款による法人の同一性確定

氏名、住所と職業により人間の同一性が確定されます。法人においては、定款に記載される目的、名称または商号と主たる事務所の所在地または本店の所在地から、その同一性が明らかにされます(登記事項について、一般法人法301条2項1号—3号、会社法911条3項1号—3号、912条1号—3号等参照)。目的とは事業目的を意味します。商号とは商人・会社の名称です(商法11条1項、会社法6条1項)。法人の住所は主たる事務所の所在地または本店の所在地にあるものとされています(一般法人法4条、会社法4条)。

定款の絶対的記載事項の第一として、「名称・商号」ではなく「目的」があげられています。法人は、法令の規定に従い、定款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うものとされています(民法34条)。これは法人の能力に関する定めであり、この規定との関連において、目的が定款の第一の記載事項とされているのです。

3 定款のその他の絶対的記載事項

一般社団法人の定款には、設立時社員の氏名・名称と住

所のほか、社員の資格の得喪に関する規定を定めなければなりません。持分会社の定款には、設立時社員だけでなく、会社成立後においても社員の氏名・名称と住所を定款に記載しなければなりません。社員が、原則として、会社代表権と業務執行権を有するからです(会社法590条1項、599条1項)。これに対して、株式会社の定款には、発起人の氏名・名称と住所を定めなければなりませんが、社員(株主)に関する事項は定款の記載事項ではありません。株式会社においては、機関資格と社員資格が明確に分離しており、設立に際しても、発起人という機関が設けられています。一般社団法人や持分会社においては、設立時社員が発起人に相当する役割を演ずるのです(一般法人法10条1項、14条1項、23条1項、131条等参照)。

また、一般社団法人の定款は、社員の経費負担義務を定めることができます(一般法人法27条)。持分会社の定款には、社員の無限責任・有限責任の別と社員の出資の目的およびその価額または評価の標準が定められます。株式会社の定款には、設立に際して出資される財産の価額またはその最低額のほか、発行可能株式総数が定められるにすぎません。これらの相違は、一般社団法人、持分会社(合同会社については、別途検討する必要があります)、株式会社のそれぞれについて、社員(株主)の法人財産への拠出と法人債務に対する責任の取り方が異なることから生じます。

一般社団法人の定款には、公告方法と事業年度を定めなければなりません。持分会社と株式会社において、公告方法は相対的記載事項であり(会社法939条1項。なお、4項参照)、事業年度は任意的記載事項です。

4 公証人の認証と原始定款

一般社団法人と株式会社の定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じません(一般法人法13条、会社法30条1項)。公証人の認証を受けるべき定款を「原始定款」といいます。株式会社の発行可能株式総数の定めは、会社の設立の時までに定めることでよいとされています(会社法37条1項)。持分会社の定款については、公証人による認証制度はありません。

5 今後の計画

次回以降、株式会社の定款記載事項をめぐる法的問題について、持分会社や一般社団法人と比較しながら検討します。

●所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 加藤 幸江	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 中務 尚子	弁護士 村上 創	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫	弁護士 藤井 康弘
弁護士 國吉雅男 (法務行政官)	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 金澤 浩志	弁護士 吉田 伸哉	弁護士 平山浩一郎	弁護士 古川 純平	弁護士 松本久美子
弁護士 稲田 行祐	弁護士 山田 晃久	弁護士 柿平 宏明	弁護士 赤崎 雄作	弁護士 角野 佑子	弁護士 太田 浩之	弁護士 中村 健三
弁護士 大平 修司	弁護士 鍛冶 雄一	弁護士 下西 祥平	弁護士 充彦	弁護士 高橋 瑛輝	弁護士 岩城 方臣	弁護士 大澤 武史
弁護士 本行 克哉	外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス (カリフォルニア州弁護士)	外国法研究員 マイケル・カミレリ (ニュージャージー州弁護士)	弁護士 草深 川口 富男	弁護士 森本 滋	客員弁護士 吉岡 伸一	客員弁護士 岡村 旦
法務部長 寺本 栄	法務部長 角口 猛	法務部長 野草 弘嗣				